

令和3年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和3年8月31日（火）午後2時～午後3時10分

場 所：子ども若者はぐくみ局会議室※ZOOMによるオンライン開催

出席者：禹委員，大東委員，鈴木委員，矢野委員

事務局：原監査担当部長，伴児童施設監査指導課長，岡課長補佐，滝澤（はぐくみ創造推進室）

事業所管課：和田育成推進課長，水西（育成推進課）

原 部 長 　ただ今から，令和3年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会を開催いたします。

私は，当委員会の事務局を担当いたしますはぐくみ創造推進室 監査担当部長の原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今年度は，任期満了に伴う改選の年となっており，今般，新たにご就任いただきました委員の皆様におかれましては，ご多忙にもかかわらずお引き受けいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

また，前任期から引き続きご就任いただきました委員の皆様，ご了承いただき，ありがとうございます。引き続きよろしく願い申し上げます。

本日の会議につきましては，新型コロナウイルスの感染者が急増し，京都府に緊急事態宣言が発令されたことから，感染リスクを減らすため，急遽，オンラインによる会議に変更いたしました。開催方法の変更にご理解をいただきましたことに御礼申し上げます。事務局と致しましても，不慣れではありますが，円滑な運営に努めてまいりますので，ご協力をいただきますよう，お願いいたします。

さて，今年度，当委員会で指定管理者の選定を行う施設は，児童館6館でございます。本日は，「指定管理者募集要項」と「選定基準等」についてご審議をいただく予定です。どうか，ご忌憚のない御意見をいただきますよう，お願いいたします。

伴 課 長 　引き続き，事務局で委員会の進行を務めさせていただきます。

本日の会議につきましては，公開とし，事前に広報発表させていただきます。また会議資料につきましても公開となり

ますので、ご承知おきください。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

まず、会議の成立についてご報告致します。

京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会設置要綱第5条第3項により、「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日、4名の委員全員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、今年度から新体制になっておりますので、委員の皆様を順に紹介させていただきます。恐れ入りますが、事務局からお名前を申し上げますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。なお、発言の際はZoomのミュート解除されていることを確認のうえ、ご発言いただきますようお願い致します。

(禹委員、大東委員、鈴木委員、矢野委員の順で自己紹介)

伴 課 長 どうもありがとうございました。

続いて、事務局及び今年度の選定施設に係る事業所管課について、自己紹介させていただきます。

(事務局、事業所管課の順に自己紹介)

今年度はこの体制で委員会を運営させていただきますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第の「2 委員長の選出・副委員長の指名」についてでございます。

設置要綱第4条第2項の規定に基づき、委員の皆様の互選によって委員長を選出していただく必要がございます。

事務局としましては、佛教大学の准教授をされている大東委員に前任期に引き続き御就任いただいておりますが、皆様いかがでしょうか。

賛成いただける方は挙手いただけますでしょうか。

委 員 全 員 異議なし。

伴 課 長 御異議がないようでございますので、大東委員に委員長に就任いただくことを、確認いたします。

それでは、大東委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

大東委員長 新型コロナウイルス感染症対策のため、このようなオンライン会議となっておりますが、次がなく審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伴 課 長 ありがとうございます。
それでは、ここからの議事進行は、委員長をお願いしたいと存じます。大東委員長よろしく願いいたします。

大東委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。
はじめに設置要綱第4条第2項により、副委員長は委員長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。
副委員長につきましては、鈴木 百世（すずき ももよ）委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員全員 （異議なし）

大東委員長 それでは、鈴木委員、どうぞよろしく願いします。
次に、次第3「子ども若者はぐくみ局 指定管理者選定委員会 指定候補者審査指針について」事務局から説明願います。

伴 課 長 子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針をご覧ください。

この、局審査指針は、京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針を踏まえ、子ども若者はぐくみ局所管の公設民営施設の指定候補者を選定するに当たり、標準的な審査の方法を定めたものでございます。

今年度から新体制になっておりますので、全体の概要について説明させていただきます。

審査指針の1ページ目をご覧ください。

「1 位置付け」は先ほどご説明したとおりですので、省略します。

「2 公募・非公募」についてですが、原則として指定管理者は公募することとしております。

例外的に非公募とするのは、資料（1）（2）に記載している施設となります。

なお、今年度予定の施設はすべて公募により選定を行います。

「3 審査項目及び審査基準」ですが、6 ページの「(別表) 評価シート」をご覧ください。

審査項目としては、大項目として、「運営実績」と「事業計画」に大別し、個別の審査項目としては、合計36項目ございます。申請団体からは、審査項目ごとに具体的な取組状況などが記載された資料が提出されますので、審査基準に照らし、2点、1点、0点のいずれかを選択いただきます。

各項目には、係数を設定することとしており、各項目の評価点に係数を掛けて、得点と致します。係数は、その重要度に応じて1から3まで設定することができます。

ご覧の局審査指針では「係数」の欄を空白としておりますが、公募する際の募集要項ではこの欄に数値を入れた形で公募することになります。

具体的な内容については、募集要項の説明の際に改めて説明させていただきます。

資料の2ページにお戻りください。上段に記載しておりますのは、本市の外郭団体や現指定管理者については、公平性を期すための措置について記載しております。

当委員会に関連するものとしては、(2)の現指定管理者についてでございます。現指定管理者について、施設の管理運営が適正に行われなかった場合等において、審査項目6「同種施設における事故及び不祥事」において減点対象となるのですが、通常は過去2年間の状況で判断するところ、現指定管理者については、指定管理期間中の状況について審査します。

例えば、児童館については、指定管理期間を5年間としていることから、5年間遡って事故及び不祥事が無かったかを審査することとなります。

次に、2ページの中段、「4 競合した場合の審査方法」についてでございます。3ページの「5 競合のない場合及び非公募の場合の審査方法」も合わせてご覧ください。

競合した場合とそうでない場合で審査方法を変えております。

まず、「(1)書類審査」についてでございます。

審査は委員自ら行っていただきます。

また、競合した場合は匿名審査とし、競合のない場合は実名審

査と致します。

評価点の採点については、「一定の水準を満たしており評価できる」場合を2点とし、そこから減点方式により採点いただきます。各点数の基本的な考え方はウの（ア）～（ウ）に記載されたとおりです。なお、各審査項目は委員の評価点の平均点により決定します。

係数については、先ほど説明したとおりです。

3ページに移りまして、価格点については、青少年関係施設に限って運用することとしております。その理由としましては、市から児童館等の児童福祉施設の指定管理者に支払われる委託料のほとんどは人件費になりますので、経費の節減を考慮した場合、人件費に踏み込まざるを得ないと考えられます。多くの児童福祉施設は、適正な運営を確保するための人員配置基準が定められており、経費面での創意工夫の余地が少なく、価格競争が働かないため児童福祉施設では価格点は評価しない運用としております。

次に「（2）プレゼンテーション審査及びヒアリング審査」についてでございます。

競合した場合は、プレゼンテーションとヒアリングを実施し、その点も考慮した形で採点していただきます。

次に4ページ「6 指定候補者の選定」についてでございます。

「（1）合計得点」について、各小項目の係数を乗じた得点の合計に、価格点の点数を加えた得点を合計点としております。

また、「（2）市内中小企業及び市内に本拠を置く団体並びに地域住民が主体となった団体への加算」についてですが、これらの団体については、3%又は6%の加算を行うこととしております。

これは、京都市公契約基本条例を踏まえ、市内の中小企業への発注機会を増大させることや、地域に密着した施設の運営といった地域住民の活動に対する評価として加算するものでございます。

次に「（3）選定方法」についてですが、合計点の最も高い団体を指定候補者として選定することを規定しております。

また、同点の場合の取扱い、合計得点が著しく低いと判断される場合や、特に重要と考えられる項目の評価点が0点の場合は、

指定候補者として選定しないことができる旨規定しております。

次に、「7」で、審査結果の公表について規定し、「8 局審査指針の改廃」において、本指針の改廃については、委員会の意見を聞かなければならない旨規定しております。

説明は以上でございます。

大東委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

委員全員 質疑応答、意見等なし。

大東委員長 他に意見がないようでしたら、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、議題「指定管理者募集要項等について」審議いたします。

対象施設は児童館6施設です。

限られた時間の中ではございますが、忌憚ない御意見をいただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

伴課長 委員長からもございましたが、本日の審議は児童館6施設の募集要項となります。

それでは京都市児童館指定管理者募集要項をご覧ください。

まず、初めに事務局から、募集要項の概要について説明させていただきます。

施設、業務の概要及び運営に係る基本的事項、重要性が高く係数を2以上にした審査項目等につきましては、後ほど、所管課である育成推進課から説明させていただきます。

まずは、1ページを御覧ください。項目1は、「申請の資格」です。

この項目には、市全体の統一的な取扱いを定めた「市基本指針」における申請資格をもとに、(1)から(6)まで基本的な申請資格を記載しております。(2)の刑法第96条の6は競売等妨害、第198条は贈賄の条文でございます。

項目2は、「選定の手順」です。

本委員会で御審議いただいた後、9月15日(水)に報道機関向けに募集要項の広報発表を行い、配付を開始します。

質疑対応の期間を設け、10月8日(金)から10月14日(木)まで、申請書類の受付を行います。

その後、委員の皆様による書類審査や必要に応じて行うプレゼンテーション審査等を実施し、指定候補者を選定するスケジュールになっております。

2ページをご覧ください。

項目3は、「申請手続」です。

先ほど説明しました質疑受付及び回答方法の取扱いや、団体からの申請書類提出に当たっての、取扱い、留意事項等を記載しております。

続きまして、3ページ目になります。項目4は、「指定候補者の選定等」です。

指定候補者の選定方法や指定候補者選定後の、本市と指定候補者における手続き等を記載しております。

指定候補者の選定方法、審査結通知後に仮協定書の締結や市会の議決等が必要なことなどを記載しております。

次に項目5「運営に係る基本的事項」を御覧ください。

本市からの物品貸与、施設を修繕する際の費用負担について記載しております。

また(3)には、不正のあった場合や、法令や協定書等に違反した場合、指定管理者の業務の停止又は指定の取消しを行う場合があることを記載しております。

5ページを御覧ください。

項目6は、「基本的事項の遵守」です。

この要項に定める基本的な事項に反した場合は指定管理者に指定しないことがある旨を記載しています。

項目7、項目8につきましては、児童館の運営に関することになりますので、後ほど、育成推進課から説明させていただきます。

6ページの項目9は、「運営に係る特記事項」です。

新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている処遇水準を維持するよう記載しています。

項目10は、「指定期間」です。

市の基本指針では、原則4年とされているところ、児童館を含

む社会福祉施設については、利用者と施設との関係の密接性に
応じ、4年から6年で設定できることとしており、児童館につい
ては、5年間としています。

7ページは、今回選定対象となる児童館、8ページは令和2年
度の委託料の実績を掲載しております。

続きまして、9ページから10ページにかけて「提出書類一
覧」を掲載しております。

10ページの添付書類は、採点にあたり、様式に記載された内
容だけでなく、実際のマニュアル等を見て判断したい場合に閲
覧していただくことができます。

続いて、11、12ページの「審査項目及び審査基準」を御覧
ください。

局審査指針に基づき審査項目36項目と、各項目の係数を記
載しております。

係数につきましては、局審査指針に基づき「小項目ごとに、各
審査項目の重要度に応じて1から3までの係数を設定する」と
しており、重要度が高い審査項目の係数を2以上としておりま
す。

私からは、募集要項の審査項目概要について御説明させてい
ただき、後ほど、所管課から、施設、業務の概要及び運営に係る
基本的事項、重要性が高く係数を2以上にした審査項目等を説
明させていただきます。

それでは、各審査項目について説明いたします。

11ページの審査項目1「団体の運営実績」を御覧ください。

団体全体の運営実績を審議する項目です。当該事業を運営す
るために、必要な事業実績があるかどうかを基準にしています。

審査項目2は「組織内連携」です。

役員会、本部、事業所間の連携について審議する項目です。

審査項目3、4は、「監査指摘状況及び指摘に対する改善状況」
です。

過去2年間において監査等での重大な指摘事項の有無を基準
にしています。

審査項目5は「団体全体における事故及び不祥事」です。

令和元年度以降、団体全体における重要な事故及び不祥事の
発生状況について、審議する項目です。重要な事故や不祥事の発
生状況の有無や十分な再発防止策を講じているかを基準にして

います。

審査項目6は「同種施設における事故及び不祥事」です。

先ほどと同様に令和元年度以降、今回募集する施設と同種における重大な事故及び不祥事の発生状況について、審議する項目です。重大な事故や不祥事の発生状況の有無や十分な再発防止策を講じているかを基準にしています。なお、現指定管理者については、現在の指定管理期間中の状況について、審議します。

審査項目7は「コンプライアンスの推進」です。

コンプライアンスに対する基本的な考え方及び具体的な取組内容について、審議します。

審査項目8は「管理者の責任とリーダーシップ」です。

団体の管理者としての役割と責任に対する基本的な考え方及び具体的な取組内容について審議します。

審査項目9は「資金収支及び事業活動の収支」です。

団体全体の収支状況に審議します。

元年度、2年度の収支が赤字になっているかどうかを基準にしています。

審査項目10は「借入金の状況」です。

団体全体の借入状況について、審議する項目です。

借入金の有無や償還状況を基準にしています。

審査項目11は「外部評価」です。

第三者評価等の外部評価の受診について、審議します。

児童福祉関連事業、社会福祉関連事業について、第三者評価を受診し、評価結果を公表しているかを基準にしています。

審査項目12は「苦情解決」です。

令和元年度以降における苦情解決の状況について、審議します。

苦情があった際の対応状況を基準にしています。

12ページに移ります。

審査項目13は「応募施設の運営理念等」です。

応募施設の運営理念を審議します。なお、当該施設に係る本市重点施策や新たな法律・条例等時事的な課題に対する申請団体の運営理念や方針について評価します。

審査項目14は「地域交流」です。

地域住民及び地域関係機関等との交流・連携に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項につ

いて、審議します。

審査項目15は「利用者の尊重」です。

「人権の尊重」、「守秘義務」、「個人情報保護」、「説明責任」についての基本的な考え方と特に力を入れて取り組んでいる事項について審議します。この審査項目についても児童館に係る本市重点施策や新たな法律・条例等昨今の情勢に即した対応についても審議します。

審査項目16は「事業計画の基本的性格」についてです。

事業計画の基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を審議します。また、この項目についても児童館に係る本市重点施策や新たな法律・条例等昨今の情勢に即した対応について審議します。

審査項目17は「情報開示の積極的姿勢」です。

団体の概要、サービス内容、事業の運営状況、財務諸表等の情報開示に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項について審議します。

審査項目18は「利用者の意見反映」です。

「利用者の意見聴取とその反映方法」及び「苦情解決体制」に関する基本的な考え方と取組内容について審議します。

審査項目19は「サービスの質の確保・向上」です。

サービスの質の確保・向上に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項及び取組内容について審議します。

審査項目20は「建物・設備の保守点検」です。

建物の維持管理業務に関する基本的な考え方及び具体的に取り組みたいと考えている事項及び取組内容について審議します。

審査項目21は「職員の配置計画」です。

職員配置予定について審議します。

審査項目22は「職員の人事考課」です。

職員の人事考課に関する基本的な考え方及び取組内容について、審議します。

審査項目23は「職員の人材育成」です。

職員の人材育成の考え方、職員に対する研修、人材育成の取組について審議します。

審査項目24は「人材育成への貢献」です。

実習生の受入れについて、基本的な考え方及び具体的に取り組みたいと考えている事項、取組内容、実習生受入れの実績について、審議します。

審査項目25は「運営の健全性」です。

サービスの質の確保と経営の効率性のバランスについて、基本的な考え方及び取組内容を審議します。

審査項目26～28は「資金計画、資金収支見通し、運転資金の確保」です。

指定期間内の収支計画等について、審議します。

事業計画との整合性の有無、収支見通しや運転資金を確保しているかを基準にしています。

審査項目29は「内部牽制体制」です。

経費執行について、内部牽制体制に不十分な点がないかどうかを基準にしています。

審査項目30は「市内中小企業の活用」です。

指定管理業務の一部を再委託する場合において、市内中小企業への発注に対する考え方や実施状況について、審議します。

審査項目31は「事故防止」です。

事故防止に係る研修・訓練体制等及び取組について、審議します。

審査項目32は「緊急時の対応」です。

緊急時の体制、緊急時の対応についての取組内容について、審議します。

審査項目33は「感染症等の対応」です。

感染症や食中毒の予防に係る研修・訓練体制等及び予防に向けて取り組んでいることを審議します。

なお、本項目の様式において、昨今の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、インフルエンザやノルウイルス等を含めた共通の対策と各感染症で特に注意している事項を記載することを求めています。

審査項目34は「衛生管理」です。

施設内の物品等の衛生管理対策及び取組内容について審議します。

審査項目35は「災害対策」です。

非常災害時の対応に係る研修・訓練体制等及び非常災害時の対応に関して現在取り組んでいる状況を審議します。

審査項目36は「団体のPR」です。

1～35の審査項目以外に団体がPRしたいことを審議しますが、競合とならない場合は、審査対象外となります。

以上が各審査項目の審査基準の概要となります。

次ページ以降には、申請書類、各審査項目に対応する様式を添付しております。

作成に当たっては、公募する施設は匿名で書類作成を行うこと、それぞれの項目については取組内容等を具体的に記載し、別紙参照とはしないこと等に留意して記入することとしております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

引き続き、育成推進課からご説明させていただきます。

和田課長 それでは、説明させていただきます。

資料7ページの施設の概要から説明させていただきます。「別表1 児童館一覧」を御覧ください。今年度は、京都市じゅらく児童館から京都市久我の杜児童館までの6施設につきまして、募集を実施いたします。

別表1の※1にありますように、学童クラブの登録児童数は令和3年4月現在の児童数となっております。また、※2について、年間利用料金収支見込み額は令和2年度の学童クラブ登録児童数及び利用料金を基に算出しております。※3及び※4については、募集要項本編で説明させていただきます。

募集要項本編資料5ページの「8 業務の概要及び運営に係る基本事項」をご覧ください。

「(1)業務の概要」でございますが、「ア」にありますとおり、児童厚生施設として、0歳～18歳までの児童とその保護者等を対象に、健全な遊びの場所の提供などの事業を実施していただくとともに、小学校の放課後留守家庭の児童を対象に、学童クラブ事業を実施していただきます。また、学童クラブ事業の利用許可に関する業務、施設の維持管理業務を実施していただきます。

次に、「イ」にありますとおり、学童クラブ事業の実施に当たっては、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づいて、事業を実施していただく旨を記載しております。

また、この基準条例において、児童一人当たりの面積基準を定めております。

このため、今後学童クラブの登録児童数の増加により、児童1人当たりの面積基準を満たさなくなった場合に、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営を実施していただくことがある旨を記載しております。こちらが、別表1の※3及び※4の説明となります。

また、「ウ」にありますとおり、事業の実施に当たっては、児童館条例等の関係法令、要綱等並びに京都市はぐくみプラン、京都市児童館活動指針や本市の指導等に沿って行うことを求めています。

次に、「(2) 開館日」につきましては、祝日、年末年始を除く、月曜日から土曜日としております。

また、「(3) 開館時間」につきましては、午前10時から午後6時30分まで、土曜日と小学校長期休業中は、午前8時から午後6時30分までとしております。

次に、「(4) 配置基準」について説明いたします。「イ」で示しております設備及び運営に関する基準において、利用する児童数概ね40名ごとの児童の集団で運営するとともに、児童の集団ごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の有資格者を配置することを定めております。

また、「ウ」にありますように、学童クラブ事業以外の事業につきましては、児童の遊びを指導する者の資格を有する専任の職員の配置が必要となります。

次に、資料6ページ「(5) 保護者負担金」について説明いたします。学童クラブ事業に係る利用料を保護者から徴収していただくとともに、教材費や学童クラブ事業で提供するおやつ代等の実費を徴収していただきます。なお、利用料金については、条例改正予定であり、令和4年4月から料金体系の見直しが行われる予定となっております。

次に、「(6) 指定管理者の収入」につきましては、保護者負担金と本市の定めた基準により支弁する委託料を指定管理者の収入とします。

また、本市からの委託料につきましては、本市で定めた基準により支払うこととしております。なお、資料8ページにあります「別表2 令和2年度委託料積算内訳」は、今回募集を行う6施

設の令和2年度の委託料の実績となっております。

「(8) 消費税及び事業所税」につきましては、非課税となっております。

また、「(9) その他」につきましては、条例等が改正された場合には、改正後の条文等に基づいて、事業を実施していただく旨を定めております。

今回募集する児童館の指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となります。

続きまして、資料11ページをご覧ください。審査項目及び審査基準についてご説明いたします。36の小項目のうち、重要と考える項目は係数による加算を行っております。そのうち、係数を2としている項目につきましては、説明させていただきます。

項目1「団体の運営実績」は、必要な事業実績があるかなど、団体の施設運営の状況を審査する上で重要と考えられるため、係数を2としています。

次に、項目5「団体全体における事故及び不祥事」は、これまでの不祥事や重大な事故の有無等、申請団体の状況を審査する上で重要と考えられるため、係数を2としています。

次に、項目7「コンプライアンスの推進」は、申請団体の取組内容を評価する項目として重要と考えられるため、係数を2としています。

次に、項目9「資金収支及び事業活動収支の状況」は、財政上健全な経営が行われているかなど、団体運営の根幹となることを審査する項目として重要と考えられるため、係数を2としています。

続きまして、資料12ページをご覧ください。

項目14「地域交流」は、児童館が地域の子育て支援の中核的な役割を果たすことを期待しており、応募者の考え方が妥当かどうかを審査する上で重要と考えられるため、係数を2としています。

次に、項目16「事業計画の基本的性格」は、募集施設の具体的な事業計画に係る項目であり、児童館については、本市の「児童館活動指針」を踏まえた計画となっているか等を審査する上で重要と考えられるため、係数を2としています。

また、項目18「利用者の意見反映」、項目19「サービスの質の確保、向上」、項目23「職員の人材育成」は、サービスの

質の確保、向上する上で重要と考えられるため、係数を2としています。

また、項目31「事故防止」から項目35「災害対策」までの5項目につきましては、施設の危機・安全管理に係る項目であり、施設の利用者や職員等の人命に関わる重要な項目であることから、係数を2としています。

最後に、項目36「団体のPR」につきましては、他の審査項目で記載できない内容、団体の特色や熱意等を審査する項目であることから、係数を2としています。

なお、項目36につきましては、競合した場合に審査項目としております。競合した場合は、各申請団体の個別の特色等を審査する上で有効な項目となりますが、競合しなかった場合は、あえて個別の特色等を審査する必要性が低いため、審査項目から除外することとしております。

説明させていただいた15項目以外の項目につきましては、すべて係数を1としております。

以上で説明を終わります。

大東委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等を受け付けたいと思います。

順に御指名させていただきますので、指名された委員の先生方は、ミュート解除のうえ、ご発言ください。

それでは、●●委員お願いいたします。

● ● 委員 地域交流の観点から、児童館が学校や地域とどのように連携していくのかということが様式に盛り込まれているため、募集要項としては良いと思います。

ただ、項目14の地域交流について、児童館が地域の子育て支援の要と言われているのであれば、係数を3にしてもよいのではないかと思います。

また、項目11「外部評価」の様式について、もう少し記入欄を広げていただきたいです。特に、「(3) 評価が悪かった主な点及び改善した内容」の記入欄について、指摘された点に対してどのように改善したかが分かるように記入欄を大きくしていただければと思います。

また、外部評価で指摘された点を事業計画に反映させる形で

記載をしていただきたい旨が説明に書かれていると、事業計画とのつながりが分かりやすくなるのではないかと思いましたが、ご検討いただきたいです。

伴 課 長 承知いたしました。様式の記入欄等については、一度事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認していただくようにいたします。

和 田 課 長 「地域交流の係数を3にしてはどうか」というご意見につきましては、事務局と相談しながら検討してまいります。

大 東 委 員 長 ありがとうございます。続いて、●●委員お願いいたします。

● ● 委 員 先ほど、●●委員がおっしゃっていた項目11「外部評価」の記入欄については、同じように気になっていましたので、記入欄にもう少しボリュームがあってもよいと思います。

和 田 課 長 記入の様式については、審査の段階で審査書類としてマニュアル等を一緒に確認していただくことになるため、非常に膨大な量になります。委員の皆様の負担を少なくするため、一つの様式につき、1ページから2ページの記入欄を設けております。

伴 課 長 審査書類のボリュームが増える可能性があります、検討させていただきます。

大 東 委 員 長 ありがとうございます。続きまして、●●委員お願いいたします。

● ● 委 員 一番気になる項目は、項目31から34の応募施設の危機・安全管理についてです。

新型コロナウイルス感染症の第5波が来ており、子どもの感染の増加に伴い、子どもから大人への家庭内感染も急増しています。

児童館で働く職員の方々はエッセンシャルワーカーですので、例えばワクチン接種をした職員がどれくらいいるのか知る

ことも大事だと思います。ただ、ワクチン接種は義務ではないので、審査基準として入れてよいかは微妙なところではあります。

なので、予防の意識があるかどうかを記入いただけるように、様式に「※」で文言を追加することを検討してはいかがでしょうか。子どもを守るという観点からいえば、個人的には予防の意識の有無についても評価したいと思っています。

ただ、先ほど申し上げたとおり、ワクチン接種については非常に微妙な問題ですので、検討が必要だと思います。

和田課長 ワクチン接種は義務ではありませんので、接種率について評価に含めることは難しいと考えます。なので、感染症予防対策の一つとして、ワクチン接種に向けた取組や考え方の記載をしていただくのは可能と思いますので、様式の文言については事務局と検討させていただきます。

大東委員長 ありがとうございます。最後に、●●委員お願いいたします。

●●委員 審査項目24「人材育成への貢献」の様式の文言について変更をお願いしたいです。「実習生の受入れ」となっておりますが、「実習生等の受入れ」に変更されてはいかがでしょうか。「実習生」と限定してしまうと、大学の実習生以外、例えば職業体験の中高生等が記載できないと思いますので、「実習生等」に変更することについて検討をお願いします。

和田課長 様式の文言を「実習生」から「実習生等」に修正いたします。

大東委員長 他にご意見はございますでしょうか。ご意見のある委員の方は挙手をお願いします。

他に意見がないようですので、事務局から修正事項について報告してください。

伴課長 事務局から委員の皆様から出された修正意見について報告致します。

修正が必要な箇所として、審査項目11については、評価に対する改善の内容が分かるよう、様式の修正をさせていただきます。

す。

審査項目33については、新型コロナウイルス感染症に対する予防の意識等を記載していただけるよう検討いたします。

審査項目24については、様式の文言を「実習生」から「実習生等」に修正いたします。

また、審査項目14について、係数の2から3への変更について意見をいただいたので、検討いたします。

大東委員長 この案件につきましては、事務局からの報告どおり修正することよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

大東委員長 それでは、事務局の報告どおり修正するよう本委員会として意見を付すこととします。

本日の審議は以上で終了でございます。皆様のご協力によりまして、審議を進めることができました。ありがとうございました。

それでは事務局お願いします。

伴課長 委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

本日の審議内容を踏まえまして、公募等を実施させていただきます。

最後に、本委員会の今後の予定をお伝えさせていただきます。

第2回指定管理者選定委員会では、応募団体から申請書類が提出された後、事務局で書類を整理させていただいた上で、委員の皆様には10月中旬頃に審査書類を送付させていただきます。

それでは、これをもちまして第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会を終了させていただきます。

委員の皆様、長時間に渡りありがとうございました。適宜ご退室ください。

(終了)

